

静岡県企業局告示第1号

静岡県公営企業の設置等に関する条例第2条第4項第1号の用地及び同項第2号の施設を定める規則（平成2年静岡県規則第18号）第1条第5号の規定により、管理者が別に定める用地を次のとおり定めた。

平成29年3月24日

静岡県公営企業管理者

企業局長 望月 誠

用地の名称	内 容
産業観光施設用地	「産業観光施設」とは、事業者が観光振興、地域振興及び地域産業の活性化を目的として整備する施設で、観光客に対して、当該事業者が営む事業（農業、林業、漁業又は製造業をいう。）を見学させ、又は体験させるための用途に供するもの及びその附帯施設をいう。